

「佐波川の未来を考える学識懇談会」
の河川法上の位置付け

平成9年の河川法改正により、これまでの工事实施基本計画で定めている内容を、**河川法第16条**における河川整備の基本となるべく方針に関する事項（河川整備基本方針）と、**河川法第16条の2**における具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分して策定することとなりました。

河川整備計画は、河川整備基本方針にもとづき、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や計画を策定するものであり、地域の意向を反映する手続きの導入が必要とされています。

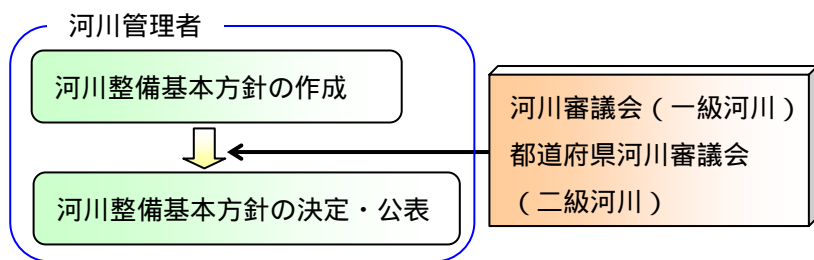
具体には、**河川法第16条の2第3項**から**第5項**により学識経験者や関係住民、関係地方公共団体の長の意見を聴くための場を設定することとなります。

佐波川では、「佐波川の未来を考える学識懇談会」を設置し、学識経験者の意見を聴くとともに、住民意見の聴取にあたっては説明会等を開催し、河川整備計画の策定を進めていきます。

河川整備基本方針

河川法 第16条
佐波川水系河川整備基本方針 平成18年11月 策定・公表

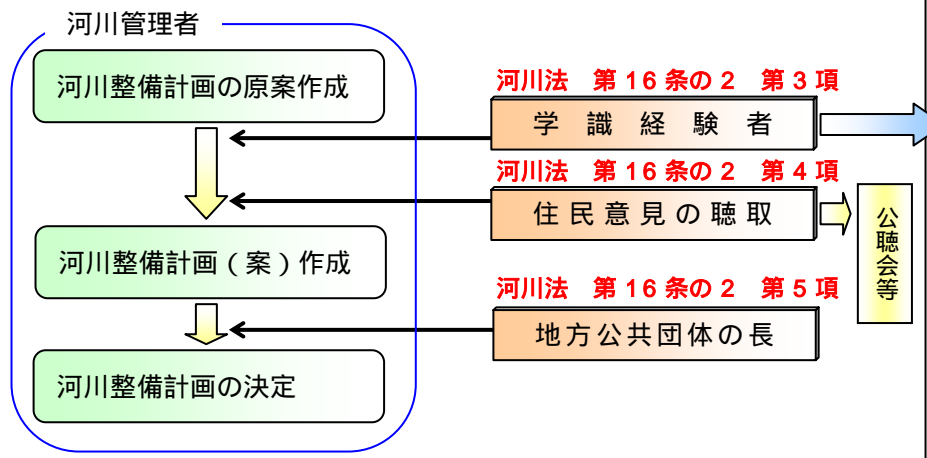
内容：基本方針、基本高水、計画高水流量等



河川整備計画

河川法 第16条の2

内容：河川整備の目標、河川の工事や維持に関する事項等



佐波川の未来を考える学識懇談会

河川整備及び維持管理